

○加古川市における工場等の緑化基準に関する規程

令和3年3月25日

(趣旨)

第1条 この規程は、環境の保全と創造に関する条例施行規則（平成8年兵庫県規則1号。以下「規則」という。）第42条の2の2の規定に基づき、加古川市工場立地法地域準則条例（令和3年加古川市条例第 号）が適用される区域において、規則第42条第1項又は第42条の2第1項に規定する緑化基準に代えて適用すべき緑化基準を定めるものとする。

(緑地面積率)

第2条 規則第42条第1項で定める工場等の敷地の緑化基準に代えて適用すべき緑化基準は、次のとおりとする。

(1) 新設の場合又は敷地面積の増加の場合

区域	緑地の面積の敷地面積に対する割合
都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の準工業地域（以下「甲区域」という。）	100分の10以上
都市計画法第8条第1項第1号の工業地域及び工業専用地域（以下「乙区域」という。）	100分の5以上
都市計画法第7条第3項の市街化調整区域（以下「丙区域」という。）	100分の5以上

(2) 既設の場合

区域	緑地の面積の空地面積に対する割合
甲区域	100分の10以上
乙区域	100分の5以上
丙区域	100分の5以上

第3条 規則第42条の2第1項で定める建築物の敷地の緑化基準に代えて適用すべき緑化基準は、次のとおりとする。

区域	緑地の面積の空地面積に対する割合	
	新築、改築又は増築に係る建築物の敷地の場合	既設の建築物の敷地の場合
甲区域	100分の25以上	100分の10以上
乙区域	100分の12.5以上	100分の5以上

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。